

気づいてください。
虐待をうけている子どもは
サインをおくつています。

- ・不自然な傷や打撲のあと。
- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている。
- ・表情が乏しい。
- ・おどおどしている。
- ・落ち着きがなく、乱暴になる。
- ・親を避けようとする。
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる。



「あなたの
「もしや？」が
子どもを救う。」

11月は
児童虐待防止推進月間です

「オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。」

子どもを虐待から守るための5か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
2. 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
- 3.ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

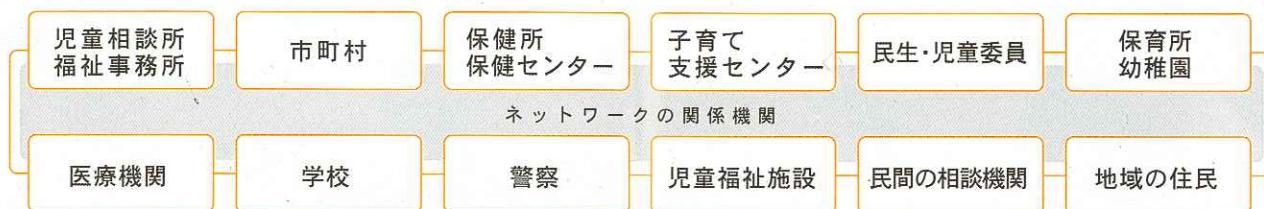
子どもたちを児童虐待から守るために。 地域のネットワークを活用しましょう。

●児童虐待とは…

- 身体的虐待……殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待……性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト……家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する など
- 心理的虐待……言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など

●虐待防止のネットワーク

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。
「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。



児童虐待を防止するには、まず相談を。

●「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは…

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、
すぐに最寄りの市町村の窓口や児童相談所などに連絡(通告)してください。
通告は子どもを守るためのものです。医師や公務員の「守秘義務」違反にはなりません。
また、連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

●虐待を受けているとき…

例えば…

家族の誰かにいやなことを言われたり、いやなことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、叩かれたり殴られたりして痛い思いをしていたら。

そんなとき、ひとりで悩まず、市町村の窓口などに相談してください。

●子育てについて不安を持っているとき…

例えば…

自分がうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、などと思ってしまい、自分を追いつめていたら。